

熊本県公報

号外 第16号の2
平成17年3月24日(木)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) 1

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

- 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)の一部改正に伴い、関係規定を整備することとした。
 - 広告物の表示等をしてはならない禁止地域に次の地域を追加することとした。
 - 都市計画法(昭和43年法律第100号)で定められた緑地保全地域
 - 景観法(平成16年法律第110号)の規定により指定された景観計画区域
 - 景観法の規定による準景観地区であって、同法第75条に規定する条例により制限を受ける地域
 - 景観法の規定による地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域
 - 広告物の表示等について、知事の許可が必要な地域に次の地域を追加することとした。
 - 景観法の規定により指定された景観計画区域
 - 景観法の規定による地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域
- その他規定を整備することとした。
- この規則は、熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成17年熊本県条例第29号)の公布の日から施行することとした。ただし、1ア(ウ)及び(エ)並びに1イ(イ)の改正規定は、景観法(平成16年法律第110号)附則ただし書に規定する日から施行することとした。

規 則

熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第13号

熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県屋外広告物条例施行規則(昭和39年熊本県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第2条中「はり札、立看板」を「はり札等、立看板等(屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)第7条第4項に規定する立看板等をいう。以下同じ。)」に改め、「という。」の次に「(広告物を掲出する物件を含む。以下同じ。)」を加える。

第6条の2第1項中「表示する」を「表示し、又は設置する」に、「はり札、立看板」を「はり札等、広告旗(法第7条第4項に規定する広告旗をいう。以下同じ。)、立看板等」に改め、同項第3号中「はり札」を「はり札等」に、「立看板」を「広告旗及び立看板等」に改める。

第9条の2中「はり札、立看板、のぼり、旗」を「はり札等、広告旗、立看板等」に改める。

第11条中「はり札」を「はり札等」に改める。

別表第1禁止地域の部第一種禁止地域の項中第6号を第9号とし、第2号から第5号までを3号ずつ繰り下げ、第1項の次に次の3号を加える。

- 条例第3条第1号の2に規定する知事が指定する区域
- 条例第3条第1号の3に規定する知事が指定する区域
- 条例第3条第1号の4に規定する知事が指定する区域

別表第1禁止地域の部第二種禁止地域の項第1号中「及び特別緑地保全地区」を「、緑地保全地域及び特別緑地保全地区」に改め、同項中第10号を第13号とし、第2号から第

9号までを3号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の3号を加える。

2 条例第3条第1号の2に規定する知事が指定する区域

3 条例第3条第1号の3に規定する知事が指定する区域

4 条例第3条第1号の4に規定する知事が指定する区域

別表第1禁止地域の部第三種禁止地域の項中第7号を第10号とし、第2号から第6号までを3号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の3号を加える。

2 条例第3条第1号の2に規定する知事が指定する区域

3 条例第3条第1号の3に規定する知事が指定する区域

4 条例第3条第1号の4に規定する知事が指定する区域

別表第1許可地域の部第一種許可地域の項中第5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

2 条例第5条第1項第1号の2に規定する知事が指定する区域

3 条例第5条第1項第1号の3に規定する知事が指定する区域

別表第1許可地域の部第二種許可地域の項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

2 条例第5条第1項第1号の2に規定する知事が指定する区域

3 条例第5条第1項第1号の3に規定する知事が指定する区域

別表第6第2項の表簡易広告の部中「はり札」を「はり札等」に、「立看板」を「立看板等」に、「のぼり、旗」を「広告旗」に改める。

附 則

この規則は、熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第29号）の公布の日から施行する。ただし、別表第1禁止地域の部第一種禁止地域の項第1号の次に3号を加える改正規定（同項第3号及び第4号を加える部分に限る。）、同表同部第二種禁止地域の項第1号の次に3号を加える改正規定（同項第3号及び第4号を加える部分に限る。）、同表同部第三種禁止地域の項第1号の次に3号を加える改正規定（同項第3号及び第4号を加える部分に限る。）、同表第1許可地域の部第一種許可地域の項第1号の次に2号を加える改正規定（同項第3号を加える部分に限る。）及び同表同部第二種許可地域の項第1号の次に2号を加える改正規定（同項第3号を加える部分に限る。）は、景観法（平成16年法律第110号）附則ただし書に規定する日から施行する。